

# 四日市大学内部質保証に関する方針

令和6(2024)年10月23日制定

四日市大学は、内部質保証を推進するため、以下のとおり方針を定める。

## 1. 基本的な考え方

- (1) 本学は建学の精神に基づく基本理念、使命・目的の実現のため、教育・研究をはじめとする本学の諸活動について、自己点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けて不断に改善・改革を推進する。
- (2) 本学の内部質保証の推進については、大学協議会が責任を負う。
- (3) 本学の自己点検・評価活動の客観性及び公平性を担保するため、学外者の意見聴取及び外部評価を実施する。
- (4) 自己点検・評価及び外部評価の結果は学内外に公表する。

## 2. 組織体制

### (1) 大学協議会

大学協議会は、本学における内部質保証を、自己点検・評価委員会からの報告に基づき、本学の諸活動を定期的に検証し、改善が必要と思われる事項については改善を実施する。

### (2) 自己点検・評価委員会

自己点検・評価委員会は、本学の各部署による自己点検・評価を指示し、自己点検・評価の結果を全学的な観点でとりまとめ、その結果により自己点検・評価報告書を定期的に作成し、大学協議会に報告する。

### (3) 各学部、各事務部署

各学部、各事務部署は、自己点検・評価によって、課題の把握や改善計画の立案・推進を行い、その結果について、自己点検・評価委員会に報告する。

### (4) 学長、副学長、学部長、教育・学生支援部長、事務局長

学長、副学長、学部長、教育・学生支援部長、事務局長は、大学の役割である教育・研究・社会貢献活動に係る諸活動、諸業務の情報に基づき不断に改革を推進するよう努める。

### (5) 庶務課・IR課・企画課

自己点検・評価、外部評価等、本学の内部質保証の推進に関する庶務を取り扱う。

## 3. 手続・運用

- (1) 本学の内部質保証は、内部質保証に係る基準等を基軸としながら、PDCAサイクルにより、柔軟かつ適切に推進する。
- (2) 内部質保証システムについて、定期的に検証・改善を行う。

以上